## 2020年度 明治大学法科大学院 論文試験問題

## 【商 法】

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

- 1. 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、平成20年6月に設立された取締役会及び監査役を設置する会社法上の公開会社であり、その資本金は200万円、総資産額は5億円である。甲社の取締役はA、B、C及びDの4名であり、その代表取締役はAのみである。甲社の発行済株式総数は1000株であり、甲社の設立当初から、Aが400株を有し、B、C及びDが各200株ずつ有している。甲社は、種類株式発行会社ではない。
- 2. 平成30年6月1日、甲社において、「不動産の売買の件」等を議題とする取締役会(以下「本件取締役会」という。)が開催された。Aは、上記議題について、「甲社は、新しい本社ビルの建設用地として、B所有の土地(以下「本件土地」という。)を、Bから売買代金1億円で購入する旨の売買契約を締結すること。」(以下「本件議案」という。)を提案した。本件取締役会には、取締役全員が出席し、Bを除く取締役3名が議決に加わった。本件議案について、Dは、本件土地の売買代金が取引相場に比べて非常に高いことを理由に反対したが、A及びCが賛成したことから、本件議案は可決された(以下「本件決議」という。)。なお、Dは本件取締役会の議事録に異議をとどめた。
- 3. 平成30年6月5日、本件決議に基づき、甲社は、本件土地の売買契約を Bと締結した。同月20日、本件土地について、甲社への所有権移転登記が 行われた。

## 【設問1】(会社法Ⅱ)

Dが、本件土地の評価額の算定を不動産鑑定士に依頼したところ、評価額は 5000万円(以下「本件評価額」という。)である旨の回答を得た。

平成30年7月1日の時点で、Dは、本件土地の売買代金と本件評価額との差額に相当する額について、A、B及びCに対し、甲社に対する損害賠償責任を追及する訴えを自ら提起しようと考えている。Dが会社法上採るべき手続、並びにDの立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

4. 令和元年5月、甲社の新しい本社ビルが完成したことから、これまで本社

として使用してきた甲社所有の土地及び建物(以下「本件不動産」という。)が必要なくなった。そこで、同月10日、Aは、甲社を代表して、本件不動産を売買代金2億円で乙株式会社(以下「乙社」という。)に売却する旨の売買契約を締結した。甲社では、本件不動産の売買契約の締結について取締役会の決議を経ていなかったが、乙社の代表取締役はこの事実を知らなかった。なお、甲社には、乙社の取締役を兼任する取締役はいない。

5. 令和元年5月30日、甲社において、Aが代表取締役を辞任し、Dが代表 取締役に就任した。Dは、本件不動産については、将来の利用価値が高いこ とから売却すべきではなかったと考えている。

## 【**設問2**】 (会社法 I )

令和元年6月10日の時点で、Dは、甲社を代表して、乙社に対し、会社法 上の手続の不備を理由に、本件不動産の売買契約の無効を主張しようと考えて いる。甲社の立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じ なさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、【**設問1**】、【**設問2**】と見出しをつけて記 入しなさい。